

制定年月日 昭和26年9月19日	定 款	最終改訂年月日 平成29年6月13日
---------------------	-----	-----------------------

大宝運輸株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、大宝運輸株式会社と称し、英文では、
Taiho Transportation Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買ならびに新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器および部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬および処理
- (10) 不動産の貸付および管理ならびにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 特定労働者派遣事業
- (13) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵および販売
- (14) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- (15) 前記各号に関連附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(広告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、220万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権

を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第22条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知)

第25条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招

集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
3. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会規則)

第27条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第28条 当会社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第32条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第34条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第38条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第39条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿に記載

または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条の5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第43条 当会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

（効力発生日）

第1条 第6条及び第8条の効力発生日は、平成29年9月21日とする。

（附則の取扱い）

第2条 附則第1条及び第2条は附則第1条に定める効力発生日をもって削除するものとする。